

平成 26 年第 1 回更別村議会定例会会議録(4 日目)

平成 26 年 3 月 17 日

1. 出席および欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 末田 晃啓 書記 佐藤 敬貴
書記 佐藤ちはる

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は、7 名であります。 定足数に達しております。 これよりただちに本日の会議を開きます。 (10 時 00 分) 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長		日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により議長において、3 番赤津さん、4 番松橋さんを指名いたします。
議 長		日程第 2、議案第 22 号、平成 26 年度更別村一般会計予算の件から、日程第 7、議案第 27 号、平成 26 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件を一括議題といたします。 おはかりいたします。 議案第 22 号、平成 26 年度更別村一般会計予算の件から、議案第 27 号、平成 26 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件につきましては、本会議での質疑を 3 回までとする会議規則第 55 条の規定を適用しないで、審議を進めたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (ありませんの声あり)
議 長		異議なしと認めます。 したがって、議案第 22 号、平成 26 年度更別村一般会計予算の件から、議案第 27 号、平成 26 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件につきましては、会議規則第 55 条の規定を適用しないで、審議を進めることに決定しました。 3 月 13 日に引き続き、審議を続けます。 一般会計歳入予算の質疑に入ります。 歳入も、款ごとに進めます。 款 1、村税に入ります。補足説明を求めます。
総務課長	吉本総務課長	一般会計歳入の補足説明をさせていただきます。補足説明につきましては、歳出の説明と重なる部分も多いことなどから、款単位、項ごとに、本年度予算額を申し上げ、主な内容に絞っての説明とさせていただきますの

で、よろしく願いいたします。予算書 10 ページをお開き下さい。

款 1 村税、項 1 村民税、予算額 220,874 千円、前年度比較 2,272 千円、1.04%の増となっております。主な内容ですが、目 1 個人では、給与所得で 5,571 千円、4.4%の増。均等割で 905 千円、16.7%の増を見込んでおります。均等割につきましては、地方税法の改正により、平成 26 年度から 10 年間、500 円を加算する規定を、村税条例本文附則に追加しております。現行 3,000 円から 3,500 円となるものでございます。目 2 法人では、11,337 千円、前年度比較 4,184 千円、26.96%減としております。法人所得の落ち込みを見込んでおります。項 2 固定資産税、予算額 242,538 千円、前年度比較 9,049 千円、3.88%の増となっております。内訳は、目 1 固定資産税で家屋について、新築住宅などで 5,052 千円の増、償却資産では、大規模太陽光発電施設などを考慮し、3,644 千円の増を見込んでおります。目 2 国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度同額を見込んでおります。国有林と北海道が所有する資産、これは更別農業高等学校でございませぬ。この分でございます。項 3 軽自動車税、予算額 8,294 千円で、前年度比較 316 千円の増を見込んでおります。項 4 たばこ税、予算額 21,888 千円で、前年度比較 1,644 千円の減を見込んでおります。前年 4 月からたばこ税の税率を 1000 本あたり 644 円、旧三級品たばこにつきましては、1000 本あたり 305 円、それぞれ 13.9%引き上げたところでございますけれども、喫煙者減少などの要因を考慮したものでございます。以上で、款 1 村税の補足説明を終わります。

議 長

款 1、村税の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

4 番松橋議員

4 番 松橋さん

今の固定資産税のところ、太陽光発電の固定資産税の賦課が上がるといってお話を受けました。その通りだと思うんですけども、かなり個人でも、協和のモーターパークのところでもやってるんですけども、これは計算例といふか、ちょっと説明して欲しいんですけども。どういう賦課が、その太陽光の場合行くんですか。例えば、大規模もあるでしょうし、住宅の屋根もあるでしょうし、雑種地にもあるんですけども、そういう計算例といふのはどうなっているんですか、ちょっと説明願います。

議 長

萩原住民生活課長

住民生活課長

太陽光発電の設置方法により、評価の方法については、ちょっと今、手元に資料がございませんので、後ほど説明をさせていただきたいと思うんですけども。

議 長

はい、後ほど。資料で、口頭ですか。

4 番松橋議員

いや、いいです、後ほどで。

議 長

それでは後ほどということで、その他。ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで款 1、村税を終わります。

議 長

款 2、地方譲与税、款 3、利子割交付金、款 4、配当割交付金、款 5、株式等譲渡所得割交付金、款 6、地方消費税交付金、款 7、自動車取得税交付

総務課長

金、款8、地方特例交付金に入ります。一括して補足説明を求めます。

吉本総務課長

12 ページをお開き下さい。

款2 地方譲与税、項1 地方揮発油譲与税、予算額41,386千円、前年度比較で508千円の減となっております。地方揮発油譲与税法に基づき、その収入相当額の100分の42を市町村の道路延長、面積で按分して、交付されるものでございます。過去の交付実績を勘案し、積算しております。項2 自動車重量譲与税、予算額95,779千円、前年度比較で11,151千円の減となっております。自動車重量譲与税法第1条の税収入額の3分の1相当額を、市町村の道路延長、面積で按分して、交付されているものでございます。過去の交付実績を勘案のうえ、積算しております。13 ページをお開き下さい。

款3 利子割交付金、項1 利子割交付金、予算額1,286千円、前年度比較で40千円の減となっております。預貯金の利子税20%のうち、道民税分の5%の一部が、市町村に交付されるものでございます。過去の交付実績により、積算してございます。14 ページになります。

款4 配当割交付金、項1 配当割交付金、予算額457千円、前年度比較で74千円の増となっております。平成16年度から地方税法の改正により、地方財政対策として、配当税率の20%のうち、道民税分の5%の一部が、市町村に交付されているものでございます。過去の交付実績により、積算しております。15 ページをお開き下さい。

款5 株式等譲渡所得割交付金、項1 株式等譲渡所得割交付金、予算額132千円、前年度比較で34千円の増となっております。平成16年度から、株式等譲渡所得割税率20%のうち、道民税分5%の一部が、交付されるものでございます。過去の交付実績により、積算してございます。16 ページになります。

款6 地方消費税交付金、項1 地方消費税交付金、予算額39,825千円、前年度比較で12,682千円の増となっております。現在の消費税5%の内訳は、国4%、都道府県1%となっておりますが、4月から消費税が8%に増税されます。国の分で6.3%、都道府県で1.7%に、それぞれ増税されます。平成26年中に申告納付されました都道府県消費税の半分相当額が、各市町村の人口、事業所等の従業員数により、按分して交付されるものでございます。増税前の駆け込み需要、増税後の反動による景気の腰折れなどを考慮し、約前年度比較5割増を見込んでおります。17 ページをお開き下さい。

款7 自動車取得税交付金、項1 自動車取得税交付金、予算額21,350千円、前年度比較で6,132千円の減となっております。この交付金は、車の登録時に納付される地方税である自動車取得税が、財源となっております。自動車取得税相当額に、政令で定める率を乗じて得た額の10分の7相当額を、市町村の道路延長および面積により按分して、交付されるものでございます。過去の交付実績およびエコカー減税の拡充などを考慮し、積算しております。18 ページになります。

款8 地方特例交付金、項1 地方特例交付金、予算額968千円、前年度比

議 長

較 102 千円の増となっております。説明欄で、減収補てん特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等、特別税額控除に伴う減収補てん分を計上しております。過去の交付実績により、積算しております。以上で、補足説明を終わります。

款 2、地方譲与税から款 8、地方特例交付金までの説明が終わりました。一括して質疑の発言を許します。ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長
議 長

これで款 2、地方譲与税から款 8、地方特例交付金までを終わります。款 9、地方交付税、款 10、交通安全対策特別交付金に入ります。一括して補足説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

19 ページをお開き下さい。款 9 地方交付税、項 1 地方交付税、予算額 2,124,672 千円、前年度比較で 164,603 千円の増となっております。普通交付税につきましては 2,024,672 千円で、国からの情報等を基に積算しておりますが、歳出との見合い財源を考慮し、一部留保財源としております。また、特別交付税につきましては、特別な積算根拠等が示されておられないので、前年度同額 100,000 千円を計上しております。20 ページになります。

款 10、交通安全対策特別交付金、項 1 交通安全対策特別交付金、予算額 946 千円、前年度比較で 8 千円の減となっております。この交付金は、交通違反の反則金による収入額から、郵便取扱手数料等の経費を控除したものが、市町村の過去 2 年間の交通事故発生件数の平均値および人口集中地区人口ならびに改良済み道路の延長という 3 つの指標により、一定の割合で、配分されるものでございます。以上で、補足説明を終わります。

議 長

款 9、地方交付税、款 10、交通安全対策特別交付金の説明が終わりました。一括して質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長
議 長

これで款 9、地方交付税、款 10、交通安全対策特別交付金を終わります。款 11、分担金及び負担金、款 12、使用料及び手数料に入ります。一括して補足説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

21 ページをお開き下さい。

款 11 分担金及び負担金、項 1 分担金、予算額 30,595 千円、前年度比較 12,776 千円の減となっております。目 1 農林水産業費分担金で、説明欄の道営畑総担い手支援型事業更別更南地区分担金で 1,882 千円の減、道営畑総担い手支援型事業更別勢雄地区分担金で 7,947 千円の減で、事業量の減によるものでございます。また、前年度は、農業体質強化事業分担金 2,957 千円を計上しておりましたが、事業が廃止されたため、今年度は計上していません。項 2 負担金、予算額 25,106 千円、前年度比較 5,664 千円の減となっております。目 1 民生費負担金、節 1 老人福祉費負担金、説明欄、入所者費用徴収金は、入所者の減により、622 千円の減となっております。目 2 農林水産業費負担金で、説明欄、共同施設維持管理負担金で、幕別町

忠類地区および駒島地区に給水しております水道施設の維持管理経費で1,153千円増となっております。昨年度の教育費負担金は、指導主事共同設置負担金6,297千円を計上しておりました。拠点事務所が中札内になりますことおよび土木費負担金は事業がありませんことから、今年度は計上していません。22ページになります。

款12 使用料及び手数料、項1 使用料、予算額180,551千円、前年度比較で10,684千円の減となっております。目1 総務使用料、節2 各種施設使用料で、過去の実績を勘案し、計上しております。23ページをお開き下さい。目2 民生使用料、節1 社会福祉使用料、説明欄福祉の里総合センター給食部門利用料で、単価10円の増等により、前年度比較で317千円の増となっております。生活支援ハウス居室利用料は、入所者の移動に伴い、負担基準となります収入階層区分の移動により、1,015千円の減となっております。目4 農林水産使用料、節1 営農用水使用料で、基本料金および超過料金の改正により、前年度比較で8,140千円の減となっております。目5 土木使用料、節2 住宅使用料、説明欄の公営住宅使用料は、前年度比較1,425千円の減となっております。村営住宅改築事業に伴い、入居戸数が減少したものが主な要因となっております。項2 手数料、予算額7,928千円、前年度比較で35千円の減となっております。前年度と大きく変わった項目はございませんので、説明は省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

議 長

款11、分担金及び負担金、款12、使用料及び手数料の説明が終わりました。一括して質疑の発言を許します。ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長
議 長

これで款11、分担金及び負担金、款12、使用料及び手数料を終わります。款13、国庫支出金、款14、道支出金に入ります。一括して補足説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

25ページをお開き下さい。

款13 国庫支出金、項1 国庫負担金、予算額89,675千円、前年度比較7,526千円の増となっております。目1 民生費国庫負担金、節1 児童福祉費負担金、説明欄の児童手当負担金で2,912千円の増となっております。支給区分ごとの対象者の増減がありますが、主に法律により、当分の間、支給されます所得制限者の特例給付分の増が主な要因となっております。給付額のおおむね6分の4相当額が、国の負担となっております。節3 障害者福祉費負担金、説明欄、障害者介護給付費等負担金で、4,158千円の増となっております。障害者の介護サービス給付において、共同生活介護給付費1,120千円、訓練等の就労継続支援給付費2,610千円の増が、主な要因となっております。項2 国庫補助金、予算額124,228千円で、前年度比較36,687千円の増となっております。目1 民生費国庫補助金で、前年度比較4,658千円の減となっておりますが、昨年度予算計上の子育て支援臨時特例交付金4,280千円は、本年度は款14 道支出金、項2 道補助金で予算計上しております。目3 土木費国庫補助金、節1 住宅費補助金の説明欄、社会資本整

備総合交付金は、前年度比較 66,877 千円の増となっております。村営住宅改修と公営住宅改築に伴う補助金でございます。なお、前年度は橋りょう長寿命化修繕計画策定に係る補助金 6,760 千円を計上しておりました。目 4 教育費国庫補助金、節 2 中学校費補助金で、前年度比較で 2,505 千円の減となっております。昨年度は、スクールバス更新に係る補助金 2,500 千円を計上しておりました。26 ページになります。前年度計上の農林水産業費国庫補助金は、農地整備に係る農業体質強化事業交付金 16,500 千円を計上しておりましたが、事業が廃止されたため、今年度は計上してございません。項 3 委託金、予算額 1,640 千円で、前年度比較 221 千円の増となっております。補足説明は省略させていただきます。27 ページをお開き下さい。

款 14 道支出金、項 1 道負担金、予算額 48,515 千円、前年度比較 4,493 千円の増となっております。目 1 民生費道負担金、節 2 児童福祉費負担金の説明欄、児童手当負担金で 644 千円の増となっております。国庫負担金同様の理由によるものでございます。給付額のおおむね 6 分の 1 が、道の負担となっております。節 4 障害者福祉費負担金の説明欄、障害者介護給付費等負担金で 2,079 千円の増となっております。国庫負担金同様に共同生活介護給付費、訓練等の就労継続支援給付費の増が、主な要因となっております。節 5 保険基盤安定拠出金では、後期高齢者医療保険料軽減分に対する負担金で、前年度比較 1,742 千円の増となっております。項 2 道補助金、予算額 57,108 千円、前年度比較 2,396 千円の減となっております。目 1 総務費道補助金、節 1 総務費補助金の説明欄、地域づくり総合交付金 380 千円は、権限移譲に係るパスポートの発行に対し 300 千円と、エゾシカ対策 80 千円の交付金を、新規に計上しております。目 2 民生費道補助金、7,434 千円の増は、節 2 児童福祉費補助金、説明欄、子育て支援対策事業補助金 3,755 千円を計上しております。子育て支援センター分、一時保育事業分、乳幼児家庭訪問事業等に対する補助金で、北海道安心こども基金からの交付金でございます。昨年度は、民生費国庫補助金で計上しておりました。電子システム構築事業補助金は、子ども子育て支援新制度関連システム構築分として、交付されるものでございます。3,500 千円を新規に計上しております。目 4 農林水産業費道補助金は、昨年度比較 10,415 千円の減となっております。節 1 農業費補助金の説明欄、食料供給基盤強化特別対策事業補助金で、8,841 千円の減となっておりますが、道営事業費の減少によるものでございます。また、前年度計上の戸別所得補償経営安定推進交付金、1,500 千円は、現在、対象者がいないことから、今年度は計上しておりません。29 ページをお開き下さい。項 3 委託金、予算額 13,098 千円、前年度比較 565 千円の増となっております。主な増減としまして、目 1 総務費委託金で、節 4 統計調査委託金、説明欄、国勢調査、農林業センサス、経済センサスの各委託金を新規に計上しております。前年度で終了分を差し引きまして、804 千円の増となっております。節 5 選挙費委託金、説明欄、道知事道議会議員選挙委託金 980 千円を、新規に計上しております。昨年度は、参議院議員選挙委託金 2,700 千円を計上しておりました。目 2 民生費委託金、節 1 社会福祉費委託金、説明欄、人権啓発活動地方委託事業委

託金 900 千円は、新規に計上しております。歳出では、民生費、社会福祉費の人権啓発活動地方委託事業の財源となるものでございます。以上で、補足説明を終わります。

議 長

款 13、国庫支出金、款 14、道支出金の説明が終わりました。一括して質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長
議 長

これで款 13、国庫支出金、款 14、道支出金を終わります。

款 15、財産収入、款 16、寄附金、款 17、繰入金、款 18、繰越金、款 19 諸収入、款 20、村債に入ります。一括して補足説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

31 ページをお開き下さい。

款 15 財産収入、項 1 財産運用収入、予算額 15,831 千円、前年度比較 3,989 千円の増となっております。目 1 財産貸付収入、節 2 建物貸付収入の説明欄、村有建物貸付収入 2,545 千円は、役場独身寮の家賃につきまして、定額家賃から、収入により計算される家賃体系に改めましたことにより、前年度比較で 1,301 千円の増となっております。目 2 利子及び配当金で、前年度比較 2,658 千円の増となっております。預入元金増により、財政調整基金 894 千円増、公共施設等整備基金 1,850 千円の増が主な要因となっております。32 ページになります。項 2 財産売払収入、予算額 9,191 千円、前年度比較 2,794 千円の減となっております。目 1 不動産売払収入、節 1 土地売払収入の説明欄、宅地分譲地売払収入は、コムニ団地 2 区画分を計上しております。なお、昨年度は村有地売払収入、これは更別市街地ですけれども、1,934 千円を計上しておりました。33 ページをお開き下さい。

款 16 寄附金、項 1 寄附金、予算額 6 千円、前年度と同額となっております。説明は省略させていただきます。34 ページになります。

款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、予算額 142,798 千円、前年度比較 25,557 千円の減となっております。目 2 ふるさと創生事業基金繰入金で、前年度比較 4,496 千円増の 10,000 千円を計上しております。ふるさと創生事業に充当するものでございます。目 5 農業振興基金繰入金で、前年度比較 10,386 千円の減となり、11,741 千円を計上しております。道営事業の事業量減少によるものでございます。目 6 公共施設等整備基金繰入金で、昨年度比較 10,000 千円減の 110,000 千円を計上しております。村営住宅等整備事業に充当するものでございます。目 7 福祉基金繰入金 596 千円は、高齢者在宅サービス事業の財源として、繰り入れるものでございます。目 8 こども夢基金繰入金、前年度比較 10,134 千円の減、500 千円を計上しております。こども夢基金事業助成金に充当するものでございます。昨年度は、更別小学校学校畑整備事業に 1,134 千円、更別運動広場改修事業管理棟の新設をしてございます。この事業に 9,000 千円を充当のため、繰り入れております。35 ページをお開き下さい。

款 18 繰越金、項 1 繰越金、予算額 50,000 千円で、前年度と同額の額を計上しております。36 ページになります。

款 19 諸収入、項 1 延滞金・加算金及び過料、予算額は前年度額の 20 千

円を計上しております。項2 預金利子、予算額は、前年同額の400千円を計上しております。項3 貸付金元利収入、予算額66,205千円、前年度比較で41,203千円の増となっております。目1 中小企業近代化資金預託金元利収入は、融資条件の拡大により、経営の安定化を図るため、運転資金の融資金額を、1企業5,000千円以内から10,000千円以内に改めたため、預託の積増しを行ったことにより、増となるものでございます。目2 ふるさと融資貸付金元金収入は、昨年度、融資した貸付金元金を10年間で返済していただくものでございます。ふるさと財団を経由し、収入されることとなります。項4 受託事業収入、予算額750千円を計上しております。項5 雑入、予算額11,340千円で、前年度比較1,692千円の増となっております。37ページをお開き下さい。目5 雑入で、1,657千円増となっております。説明欄の中で、新規に計上した主なものとしまして、38ページ2行目、試験作物副産物収入432千円は、シャクヤク販売収入を計上しております。下から2行目、北海道市町村振興協会特別支援事業交付金1,235千円は、振興協会設立35周年にあたり、防災減災関連事業に対し交付されます。それから1番下になりますけれども、障害者等計画相談支援給付費収入671千円は、村の相談支援事業所が行うケアプランの策定費として、収入するものでございます。続きまして、前年度比較で大きく減となりますのは、このページの6行目、植樹助成金で861千円の減となっております。ニトリ北海道応援基金助成金でございます。39ページをお開き下さい。

款20 村債、項1 村債の予算額は537,478千円、前年度比較34,731千円の減となっております。村債につきましては、歳出の各款で計上しております建設事業等の実施にあたり、財源確保として借り入れるものを計上しております。目1 緊急防災・減災事業債につきましては、消防広域化に伴う高機能司令センター整備に係る詳細設計費を計上しております。なお、機器類の整備につきましては、年度内での補正対応を予定しているところでございます。目2 過疎対策事業債の対象事業により、前年度比較2,940千円の減となっております。前年度比較で増となります事業は、運動広場、農村公園再整備事業で124,100千円、農村環境改善センター改修事業90,200千円は新規に計上しております。前年度比較で減となります事業は、道営事業5,200千円、橋梁改修事業63,000千円、村道整備事業34,400千円、昨年度で終了しました事業で、消防設備整備事業2,500千円、スクールバス購入事業24,500千円、旧開発庁舎等整備事業45,000千円、太陽光発電設備整備事業69,100千円となっております。目3 臨時財政対策債は、市町村の財源不足に対処するため、地方財政法第5条の特例としての発行が、前年度より5,631千円減となる見込みでございます。なお、緊急防災減災事業債および過疎対策事業債は、元利償還金の70%、臨時財政対策債は元利償還金の100%が、普通交付税の基準財政需要額に参入されるものでございます。以上で、補足説明を終わります。

議 長

款15、財産収入から、款20、村債までの説明が終わりました。一括して質疑の発言を許します。

4番 松橋さん

4番松橋議員

項目が出てこないからちょっとあれなんですけども、近年、ふるさと納税というのが、各町村で、マスコミ等に取り上げられているんですけども、私どもの更別では、これ取り組んでいなかったんですか。どこに例えばふるさと納税がある、ちょっと勉強不足で悪いんだけど。更別ふるさと納税という条例は作ってなかったんですか。

議長
総務課長

吉本総務課長

条例を作っておりますけども、毎年ですね、札幌更別会の総会に行った時に100部ほど、議会だよりと村の広報と、ふるさと納税のパンフレット等をですね、持参しております。何人かは郵便振込等で、ご寄附をいただいております。その他、具体的に言ってしまいますと、毎年のように寄附されている方もいらっしゃいます。以上でございます。

議長
4番松橋議員

4番 松橋さん

それで収入のどこに、そのふるさと納税分が載ってくるんですか。説明はなかったように思ったんですけど。

議長
総務課長

吉本総務課長

当初予算ではですね、総務費寄附金、それと目2教育費寄附金等にそれぞれ2つの目で予算計上しておりますけども、年度の途中で寄附金がございますと、福祉基金ですとか、農林水産業寄附金ですとか、そのご寄附される方が何に使って下さいということを指定してきます。12項目くらいあるんですけども、それぞれの寄附に補正予算で、対応させていただいてるところでございます。寄附がございましたら、今後、福祉に使って下さいということでしたら、福祉寄附金を補正予算の対応ということになります。以上でございます。

議長
4番松橋議員

4番 松橋さん

言ってる意味はわかるんですけども、ふるさと納税という形ではなくて、個人の意志に任せているという意味、今の説明だと。個人が福祉に使って下さいよとか、児童に使って下さいよとか言ったら、そっちに行って、現実にはふるさと納税で、村にお任せするという形ではなくて、村はそれに、今言うふるさと納税で、更別の品物をお返ししているという形ではないという意味だよ、例えば1万円したら5千円返しますよと、品物で。そういう納税では無いという意味でしょ。

議長
総務課長

吉本総務課長

すみません、説明不足でございましたけど、ご寄附いただいた人に対してはですね、1万円以上の寄附ですと更別村の特産品の詰め合わせをですね、お送りさせていただいております。以上でございます。

議長
4番松橋議員

4番 松橋さん

そうしたら、計画には見てないということだな。例えば100万円あったら50万円収入ですよとかという形じゃない。これに、どこに出てきているの。

吉本総務課長

議長
総務課長

これは歳入予算でございますので、差引はしておりません。歳出の方ですね、更別のあの特産品の詰め合わせ、総務費で予算計上しております。以上でございます。

議 長 他にありませんか。

7番本多議員 7番 本多さん
 昨年のあの10月の中旬の降雪によりまして、かなり被害を受けたわけですが、あれも順次整備していくかというふうに思うんですけども、それによる立木の売払収入というのはあるんですか。

議 長 産業課長 安部産業課長
 10月16日の大雪による被害で、普通林の修復に係る収入なんですけども、弱齢級のものが多くて、材にならないものが多いということで、材になるものは、極力材に出すということで、流木ではなくて、素材の売払収入の方で、今後カウントしていくことになります。まだですね、細かい材積等は出ていませんので、今回の予算には計上しておりません。以上でございます。

議 長 その他、ありますか。
 (ありませんの声あり)

議 長 これで款15、財産収入から、款20、村債までを終わります。
 これで一般会計歳入予算を終わります。

議 長 この際、暫時休憩いたします。
 午前11時00分まで休憩いたします。 (10時45分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (11時00分)
 先ほど保留となっております、松橋議員の質疑で、太陽光発電施設の、施設に対する固定資産税の賦課に対する答弁について、荻原住民生活課長より、発言を求められましたので、これを許します。
 荻原住民生活課長

住民生活課長 先ほどの太陽光発電施設の評価の方法でございます。太陽光発電につきましては、償却資産ということで、課税の方法につきましては、取得価格ということでございます。そのため、質問にありました設置方法、設置場所につきましては、その場所にかかわらず、取得価格によって課税されるということでございます。それで住宅でよく屋根の上に付けられる太陽光発電施設につきましては、家屋の一部として評価を受けるということでございます。そのため、単独で評価を受ける場合よりも安くなる場合があるということで、答弁させていただきます。

議 長 よろしいですか。

議 長 4番 松橋さん
 4番松橋議員 償却資産であるということは、例えば何年で、残存価格は何年、同じなの。償却資産というのは、例えば5年とか10年とか、そして残存価格は5%になるのか、1割とか、そこまで言ってもらわなければ。

議 長 産業課長 荻原住民生活課長
 固定資産につきましては、残存価格までですね、20万を切ると非課税になるということになりますので、それまでは課税されるということになります。

議 長 4番 松橋さん
 4番松橋議員 今、固定資産って償却資産税と言ったでしょ、固定資産税じゃないでし

よう。そうしたら、例えば、その、何年なんですか、それ。償却資産は5年なのか10年なのか20年なのかと、聞いているんですけども。20万円が無くなるのはわかるけどもさ、20万円まで行ったらもう課税されないんでしょ。何年で落とすの。

住民生活課長

年数ではございませんで、ずっと課税はされ続けますけれども、すみません、残存価格が20万までは課税されるということでございます。年数ではございません。

議長
4番松橋議員

4番 松橋さん

ちょっと理解度が、僕の方が悪いのかしれないけども、20万で残存はなくて、課税が無くなるのはわかるんだけど、それは、1年にしたら、どれだけ落としていくの。例えば10年で20のまま行ってしまうのか、聞いている意味はそうだよ。例えば何億円とか投資をするでしょう、今、メガがあって。3億円を投資したら、それに対して20万になるまでといたら、何年かかるんですか、だから。例えばこういうことですよ、10年まではあまり儲けが無いけど、あとの10年はタダになるから、全部こっち受けですよと、こういうメーカーとか、今、そういう会社が説明してるでしょ。そういうことでやっているんですよ。だから、20万円には到達するのに、例えば3億円かけたら20万円までは、何年で行くんですか、それ。

議長
議長
議長
住民生活課長

答弁調整のため暫時休憩いたします。(11時05分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(11時10分)

荻原住民生活課長

失礼いたしました。太陽光発電の耐用年数につきまして、17年ということで、課税されてまいります。

議長
議長
4番松橋議員

よろしいですか。

4番 松橋さん

それで350万という税金というのが、こう入ってくる計算がされたと思うんですけども、これね。例えばですよ、まだ工事中かどうかわかりませんが、十勝モーターパークが、全部あれ、すごいできまして、計画通り稼働したら、どのくらいな村に収入が見込めるんですか。

議長
住民生活課長

荻原住民生活課長

あくまで取得価格ということでございますので、今のところ、まだ価格がはっきりしておりませんので、今、ここでいくらかと言うのはちょっと言えない状況でございます。

議長
4番松橋議員

4番 松橋さん

でも新聞報道に、調印式なされた時に、35億とか40億とか、数字、一人歩きなんだけどもしてたんじゃないですか。それで、今言う、課長の言う17年で計算したら、できたとしてですよ。あらあらの計算は、それはできてはるはずじゃないですか。それは何万円か、何十万円までは言いませんけども。例えば、300万入りますとか、1年に2000万入りますとか。僕はざっと2000万くらいと個人的に思うんだけど。そういう金額言えないですか。

議長
住民生活課長

荻原住民生活課長

はっきりした金額は承知しておりませんので、課税額につきましては、

議 長

残存価格の1.4%ということで、ご了解いただきたいと思います。
よろしいですか。

議 長

この件については終わります。
第2表、地方債に入ります。補足説明を求めます。

総務課長

吉本総務課長
第2表地方債につきまして、補足説明させていただきます。
予算書7ページをお開き下さい。ここでは、地方自治法第230条第1項の規定による地方債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還方法について、定めるものでございます。緊急防災・減災事業債の限度額は300千円、過去対策事業債の限度額は392,300千円、臨時財政対策費の限度額は144,878千円、合計537,478千円としております。事業の詳細につきましては、この予算書の39ページ、款20村債の説明欄をご参照願います。
以上で、補足説明を終わります。

議 長

第2表、地方債の説明が終わりました。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議 長

これで第2表、地方債を終わります。
一般会計予算について、質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言もれがあれば、うけたまわりたいと思います。発言にあたっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきます。
質疑の発言を許します。

議 長
6番堂場議員

6番 堂場さん
ページはですね、144ページ教育費、ちょっとここで確認したいんですが、144ページにですね、末広学級の活動助成金として、1,100千円ほど出てますね。それで先ほどの収入の方では、道支出金で258千円、これ老人クラブの事業運営事業費として、道の方から収入として入るという予算を見ております。それでですね、村として、末広学級には事業活動費として助成出てるんですが、老人クラブの方には出てるのか、出ていないのか、ちょっと教えて下さい。

議 長
保健福祉課長

金曾保健福祉課長
老人クラブの方でございますけども、老人クラブへの助成につきましては、社会福祉協議会を通じて、助成をしております。以上でございます。

議 長
6番堂場議員

6番 堂場さん
そこで、社会福祉協議会の方に、村でなんぼ助成して、その社会福祉協議会の方から老人クラブの方に、なんぼ出てるか、ちょっと教えて下さい。

議 長
保健福祉課長

金曾保健福祉課長
老人クラブの連合会への助成金といたしましては、村から720千円、その額が社会福祉協議会を通じて、助成されているところでございます。

議 長
6番堂場議員

6番 堂場さん
ということは、社会福祉協議会から道の会費として720千円を納めてるということで、村からは老人クラブに事業費としては出てない。要するに、社会福祉協議会の方から老人クラブの活動費として、助成は出ていないと

議 長
保健福祉課長

いうことですか。

金曾保健福祉課長

村からは 720 千円出しております、道からの助成金といたしまして、258 千円を、そのうちの財源として、使っているところでございます。

議 長
6 番 堂場議員

6 番 堂場さん

わかりました。それでですね、ひとつ老人クラブの中に、末広学級というものはあるところもあるそうです、話に聞くと。なぜ、老人クラブと末広学級と分けなくてはならないのか。というのはですね、我々、議会報告会ということで、老人クラブと懇談しました。そこで色々な話題も出てきました。それで、末広学級に老人、たくさん入ってくれるけど、老人クラブには誰も入ってくれないと。末広学級は、ほとんど教育委員会でやってくれと、老人クラブは何もやってくれない。というようなこと、すごく悩んでおりました。そんなことですね、老人クラブの中に末広学級があったらいいんじゃないかと、思うんです。そういうところもあるという話も聞いたんで、なぜ、分けなくてはならないのか。その辺、もしお答えが難しいとは思いますが。というのはですね、村からそうやって、末広学級に事業の補助を出している、老人クラブにも出しているということになれば、村としてね、指導あるいは助言ぐらいはできるんじゃないかなと、こう考えたわけで、その質問をしたいのですが。どうですか。

議 長
教 育 長

高島教育長

今のご質問でございますけれども、末広学級についてはですね、社会教育の一貫ということでですね、色々なこの事業をやって、生涯教育という目的で実施をしておりますので、ちょっと老人クラブとはですね、性質が違うということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長
6 番 堂場議員

6 番 堂場さん

性質、違うのはよくわかる。だから、大きく老人クラブの中に、末広学級ということにはならないかということさ。老人クラブ、更別の老人クラブがあると、その老人クラブの中に末広学級、何々学級、あってもいいんだけど、ということにはならないかということさ。それを分けることによって、まあはっきり言うと、村の方で助成金も余計かかるし、そして、まあ 1 番老人クラブで悩んでいたのは、末広学級にみんな行って入るけど、老人クラブには全然入ってくれないと。まず、このあれは何かといたら、末広学級は教育委員会で全部やってくれと、だからみんなあっち行くんだというような、もうすごい、こう指摘されて、我々議会としては何をすることもできないんで、ただ話を聞くだけだったんですが、この機会にその辺、質問して、その考えを明かしたいと、こう思って質問しているわけです。

議 長
議 長
議 長

この堂場さんに対するの答弁、どなたがやっていただけますか。

答弁調整のため暫時休憩いたします。 (11 時 23 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。 (11 時 25 分)

三好副村長

副 村 長

まず、老人クラブの方の現状等からですね、ご説明をさせていただきた

と思います。更別には4つの老人クラブがございまして、今年で50年を迎えようとする老人クラブもございまして、これにつきましてはですね、地域、地域でのですね、親睦それから交流を深めるということで、任意の形で進んできた経緯がございまして、一方ですね、末広学級につきましては、生涯学習の位置づけということで、これまで進んできているというところですね、それぞれの活動について、差が、違いが生じているというような状況でございまして、ただあの、最近、私どもお聞きしておりますけれども、末広には入るけれども、老人クラブには入らないという声もですね、多少お伺いはしているんですが、いずれにしても、それぞれの団体もしくは事業の性質というか、中身が違うものですから、なかなかそれを統合するというのは、いっぺんにはできないというような状況でございまして、今後はまた、そういったものは、考えていかなくてもならない部分も出てくるかなとは思いますが、今、一番の部分については、その老人クラブの加入率がなかなか思うようにならないというところが、問題なのかなというふうに思っております。

議長
6番 堂場議員

6番 堂場さん

村に4箇所あるのもわかってます。そうすると、しつこいんだけど、先ほどの村からの720千円の助成金は、一つの老人クラブ連合に出してるんですよ。4つあっても、4つに助成、事業運営費として出してないはず。だとすれば、今言う、それは4つの事業のやり方は色々あるかもしれないけれど、連合というものがあるんだから、一つあるんだから、そこへ720千円助成してるんだから、だから、それは一つという、老人クラブという、4つに分ければ、中身は違うかもしれないけれど、元は一つなんだわ。だから、そこで、色々、わかるんだ、よくわかるんだわ、色々、老人、その人から話し聞いたり、言ったりすると、わかるんだけど、4つが一つになる連合の老人クラブの中で、末広学級というものができないのかなと、いうことだけで、今、何か副村長のあれだと、今後、そういうようなことも検討するような説明だったから、少々、ちょっと納得するんだけど、そういうようなことも、ぜひ、検討してみてください。今、副村長も耳にしているようだけれども、老人クラブに入らなくて、末広学級に入るとするのは事実らしいよ。それで老人クラブというのは困ってるんだわ、早い話。だから、そんなことでないように、老人クラブ、その4つが連合となっているんだから、その連合に720千円出してるんだから。だから、その連合に対して、言えることであってね、だからその中で、そういうこと、組織ができないのかということ、今後検討していただきたいと、こう思います。

議長
副 村 長

三好副村長

検討というものは必要なのかなというふう思いますけれども、老人クラブ、それから末広学級、それぞれですね、性質等が違うものですから、なかなかこう、難しいところがあると思いますので、その辺りですね、少し時間はかかるとは思いますけれども、検討は必要なのかなと思いますので、よろしくお願いします。

議長

3番 赤津さん

3番赤津議員

いつもこの時期に聞くんですけど、先ほど総務課長の説明の中で、交付税について、一部留保ということで、今年もやっぱり留保は、パーセントは、いつもの同じように80%くらいでの見ての、留保額を残しているというふうに理解していいんですか。

議長
総務課長

吉本総務課長

今年はですね、去年よりだいぶ交付税、予算措置、引き上げておりますので、約1割くらい、2億弱ぐらいの留保財源を見込んでいます。

3番赤津議員
総務課長

パーセントにしたら。

約1割。

議長

3番 赤津さん

3番赤津議員

ということは、いつも80ですよ、だいたい。80%くらいじゃなかったですか。ですから、1割上げたということは90%くらいになったと理解していいんですね。ここ大事なんです、やっぱり、留保のあれ。ここずっと何年見てるとね、やっぱり20億以上のお金が入ってきて、去年辺りの決算見ると、補正なんかも6億7千万くらい一年間でやっています。それで、最終的に、やっぱり1億なんぼのお金が決算では黒字になる形になっているんで、私あの、もう少し、積極予算とかね、過去、今まで聞いてる範囲では、だいたい80%くらいの率でやってたなというふうに記憶してるんですよ。ですから、もうちょっと上げたらどうですかということ、言おうと思ったんです。ですけど、今、90%というふうにおっしゃったので、ああ随分、積極的になったのかなというふうにわかったので、90になれば、留保額もそうそんなに、ある程度、何億と残るわけじゃないですからね、いいなと思ってるんですけど。今年は特にこれ見ると、法人税だとか、この自動車の取得、それから重量税、これ、これからどんどんどんどん減っていくというふうに予測されるんですよ。ですから、予算の立て方としてね、そうちょっとアップしたらどうですかと、いうようなことを、言おうと思ったんですけど、90%になったといえば、もうそれで精一杯やっているように理解できますので、この辺であれですけど。いずれにしても、予算の立て方、ちょっとやっぱり、僕は甘いのではないかなと、相対的に見て思うんですよ。やっぱり、最終的に補正の額、残ったやつ一年間まとめて整理するという段階のあれでは、もうちょっと、何て言うんだろうな、当初予算とかね、そういったもののあれを、積極的にあってもよかったなと、今までは思っているものですから、常に決算とそういうことを見ていると、まだ1億円くらいは今まででも、なんぼでも事業できたんじゃないだろうかなというふうに見えるものですから。まあ色んな、更別ばかりでなく、色んなところの町村のこのバランスもあるでしょうから、更別だけ突出してこうだああだというわけにも、そういうこともあるんだろうなというような思いと、理解はするんですが。いずれにしても、何て言うんだろう、ちょっと予算のその、特に、昨日も話題になった200万の委託料だとかね、そういうもののあれってものはね、何もそういった目的無く、そういう予備に作っておく自体が、やっぱりちょっと理解できないな

というふうに思うものですから、こういう機会なんで、やっぱりしっかりしたその何と言うんでしょうね。厳しい予算というか、そういうふうにしてほしいなということでもあります。何かあれば、そのことについてコメントいただきたいと思います。

議長
副村長

三好副村長

なかなか、難しいことになろうかなと思いますけども、先ほど議員からお話ありましたように、交付税につきましてもですね、やはりかなり剰余財源を圧縮して、予算を措置させていただいておりますし、繰入金、まあ基金等の繰入金もですね、見込んだ中で、積極的な予算を組んでいるつもりでございます。先だつての委託料の部分でございますけども、やはり、今のところ主途的には明確なところはございませんけども、こういう状況変化の激しい中で、迅速に対応するために、そしてかつですね、地域振興を積極的に進めるための予算ということで、確保させていただいております。例年、そういう形でその部分は見込んでございますし、その中で、その時々に応じてですね、その予算を有効活用して、地域づくりを進めているということで、考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長
2番高橋議員

2番 高橋さん

125 ページの土木費の説明の(3)の、民間住宅建設促進事業ということで、21,000 千円ですか、予算見ているんですけども。この規模と、まず規模をちょっとお聞きしたいと思います。

議長
建設水道課長

三品建設水道課長

予算の内訳かと思っておりますので、ご説明させていただきます。まず住宅の、新築の住宅の部分では、16 軒で1軒あたり1,000 千円でございます。それから、用地取得といたしまして、4 軒分を見ているところでございます。これも、同額の1軒あたり1,000 千円の助成としているところであります。それから、増築分というようなことですね、2 軒分を予定しているところでございまして、予算につきましては、1 軒あたり500 千円を見ているところでございます。それで、合計で21,000 千円ということでございます。以上です。

議長
2番高橋議員

2番 高橋さん

失礼しました。私の勉強不足というか、民間住宅といったら、民間の業者が、坪8万円ですか、助成を受けてやってる部分かなと思ったので、ちょっと勘違いな部分があるんですけども、関連しますので、申し上げますと。今年度1棟やってる、ヤマジョウさんがやっているのかな、やっているということで、3 月いっぱい完成というふうに聞いているんですけども。あのニチロ食品ですか、あそこがその湧別ですか、あそこの加工場を更別に持って来るということで、その従業員がその民間住宅に入っているということで、もう大体、もう完成した時点で、いっぱいになるという話は聞いてるんです。その中で、ですから、今、聞いたんですけども、その民間住宅であっても、これは個人の住宅の予算ですよ。と、なりますと、その民間がやる坪8万円の助成金の予算が、無いということではないんですよ。その辺をどういうふうに考えているのかを、お聞きしたいんです。

議長
副 村 長

ということです。

三好副村長

この件につきましてはですね、私ども検討をした経過でございます。今、議員がお話があったようにですね、25年度において、8戸分賃貸を建てるということで。当初ですね、マルハニチロのお話が出る前はですね、まだ5戸程度の空きがあるというような中で、順次、埋まって来ていたんですけども。そして3月にですね、マルハニチロの方の人事異動等もあって、今現在では、すべて埋まったというような経過をたどっております。ただあの、予算の編成時におきましては、まだ入居というか、空き部屋がかなりあったというような状況の中で、その中で新たに1棟建てるべきかどうかというのを、悩んだところなんですけど、もう少し状況を見ながら、進めていかなければならないだろうということで、当初予算には、反映させていなかったということでございます。なお、今、マルハニチロの湧別工場の部分で、何人こちらの方に来られるか、ニチロの方でも、調査をしているというような状況でございますので、それらを踏まえてですね、さらに賃貸住宅が必要なかどうか、判断をさせていただいてですね、取り組みを進めていきたいなと思っております。その時にはですね、補正予算でお願いしたいと思っております。

議長

以上で、一般会計予算の質疑を終了いたします。

次に、平成26年度更別村国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。事業勘定の歳出について補足説明を求めます。

金曾保健福祉課長

保健福祉課長

国保会計事業勘定予算の補足説明をさせていただきます。

まずはじめに、医療制度でございますが、この4月から医療制度が若干、変わる部分がございます。70歳から74歳の方の医療機関での、窓口の一部負担金でございますが、平成26年4月1日までに70歳の方につきましては、これまで通り窓口負担が1割、あるいは現役並み所得の方については3割と、変更はございません。なお、4月2日以降に70歳になる方、これらの方につきましては、窓口負担が2割、または現役並み所得の方については3割ということになることになっております。それでは、歳出の方を説明させていただきます。198ページをお開き下さい。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、予算額は3,095千円、前年度比較679千円の増額となっております。主なものは、説明欄(2)国保電算整備事業、こちら新規の事業でございます。現在使用しているOSのバージョン変更に伴う国保事務のシステム購入費999千円の増額が、主なものであります。199ページをお開き下さい。項3運営協議会費、目1運営協議会費、予算額642千円、前年度比較385千円の増額でございます。これは、隔年で実施しております委員の研修旅費を計上していることによるものでございます。200ページをご覧ください。

款2保険給付費はこの会計の主軸となるものでございまして、歳出予算全体の約60%を占めております。予算額295,102千円、前年度比較8,874千円の増額でございます。主に一般被保険者関係の保険給付が、増額とな

っております。項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費、および目 2 退職被保険者等療養給付費ですが、ここでの療養給付費は、入院、通院、歯科、調剤の給付に係るもので、実績等に鑑み、推計し、予算計上しております。目 3 一般被保険者療養費、および目 4 退職被保険者等療養費での療養費は、主に鍼、灸、あんま、柔道整復、補装具等の費用のほか、医療機関の窓口で、保険証を提示できなかった場合に係る保険給付費でございます。以下、202 ページに渡りまして、項 2 高額療養費、項 3 移送費、項 4 出産育児諸費、項 5 葬祭諸費につきましても、ここ 3 年の国保会計から支出された費用、交付税措置の状況等から推計し、予算を計上しております。203 ページをお開き下さい。

款 3 後期高齢者支援金等は、平成 20 年度にスタートいたしました、後期高齢者医療制度に係る科目でございます。各保険から財政支援を行っていくものですが、国保では国保税の後期高齢者支援金分として、徴収したものを社会保険診療報酬支払基金支援金として納付します。支払基金からは、北海道の後期高齢者医療広域連合に、実績に応じて、交付していく仕組みとなっております。項 1 後期高齢者支援金等、目 1 後期高齢者支援金等は、予算額 74,607 千円、前年度比較 2,902 千円の減額で、加入者一人あたり負担見込額 54,505 円に、平成 26 年度加入保険者見込数 1,475 人を乗じた額から、前々年度の精算額等を調整、5,794 千円を差し引き、その額を予算計上しているところでございます。目 2 後期高齢者関係事務費拠出金は、前年度と同額の予算額、6 千円を計上しております。204 ページをご覧ください。

款 4 前期高齢者納付金も同様に、平成 20 年度からスタートした科目でございます。65 歳以上 75 歳未満の、前期高齢者の医療費に係る財政調整のための科目で、各保険者間の偏りによる負担の均衡を調整するもので、54 千円を計上しております。205 ページをお開き下さい。

款 5 老人保健拠出金は、過年度の請求遅延分の引当のみの予算計上で、昨年度と同額の 5 千円を計上しております。206 ページをご覧ください。

款 6 介護納付金につきましては、予算額 35,352 千円、前年度比較 1,546 千円の増額でございます。207 ページをお開き下さい。

款 7 共同事業拠出金、項 1 共同事業拠出金、目 1 高額医療費共同事業拠出金、予算額 17,310 千円、前年度比較 4,607 千円の増額でございます。これは、小規模国保保険者の運営基盤の安定化を図るため、道内の市町村国保からの拠出金、国、道からの負担金を財源に、高額な医療については、道単位で、特に高額な医療費については、全国単位で費用負担の調整を図るものでございまして、これにつきましては、平成 26 年度まで継続となっている事業でございます。目 2 保険財政共同安定化事業拠出金、予算額 55,028 千円、前年度比較 1,888 千円の増額は、都道府県内の市町村国保の財政の安定を図るため、こちらにつきましては、30 万円を超える医療費でございます。これを医療費につきまして、市町村国保からの拠出金により、都道府県単位で費用負担の調整を図るもので、これも平成 26 年度まで継続となっているものでございます。いずれも過去 3 か年間の対象医療費の推移により推計し、計上しております。208 ページをご覧ください。

款8 保険事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費は、こちらは平成20年度の後期高齢者医療制度に合わせてスタートした事業でございます。予算額3,917千円、前年度比較470千円の増額で、新たに特定健診等データ処理手数料を計上したほか、消費税値上げ等が主なものであります。項2 保健事業費につきましても、ほぼ前年同様の687千円を計上しております。210ページをお開き下さい。

款9 基金積立金は、基金の利子を積み立てるもので、予算額7千円を計上しております。211ページをお開き下さい。

款10 諸支出金は、ほぼ前年同様の予算を計上しております。213ページをお開き下さい。

款11 予備費につきましては、予算額8,654千円、前年292千円の増額となっております。以上、歳出の補足説明とさせていただきます。

議 長

事業勘定歳出の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

議 長

4番 松橋さん

4番松橋議員

207ページの高額医療費共同事業拠出金について、ちょっとお尋ねをいたします。実は今、高額なものはある程度、高額なものと、それからそれ以上高額は国として、皆さんで負担をしますよ。例えば、どのぐらいまで高額負担と言われるんですか、ある程度の金額。実はTPPを勉強をしますと、これも今度、一緒に、皆保険というんですか、日本人はね。ところが、あちらさんというか、要求されてる方は、払う人には面倒見るよと、保険料。払わない人については、自己負担ですよというような話は、よく聞いて、これ若干気になるんですけども、今の、まあ僕たちは、そこで守られてるから、これ増額してますけども。例えば、どの程度まで、金額で言うのはすごい失礼なんですけども、もし答えれるんでしたら。例えば、病気をして、500万までは全体で見ますよと、いう話は無いと思うんですけども、どの程度までどうで、どの程度以上は国なんですか。村では絶対、持ちきれないところまでの話は、もちろんあると思うんですけども。もし、答えられれば。

議 長

金曾保健福祉課長

保健福祉課長

多分、その村でどのぐらいまで負担できるのかという話になると思いますけれど、今のところは、高額医療費の共同事業拠出金あるいは交付金という形で歳入も受けているんですけども、これについては正直言って、上限等はありません。今、松橋議員からちょっとお話のありましたTPPの医療費関連という、その部分で申し上げますと、今言われている医療費に関しましては、保険と自費診療の混合。混合診療と言われてはいますが、そういったものについては、今のところ認められている部分も多少、極めて少ない部分であるようなんですけれども、保険診療と一般診療という混合診療というのは、基本的には無いという言い方になっております。歯医者なんかでは、特に混ざったりというか、一緒になって、これは自費でとか、そういった診療はよくあるかと思えます。今、言われているTPPの問題に関連しましては、お金持ちが受けられる。言ってみれば、自由な時

間にと言いますか、自由な時間に行って、自分で好きな診療、まあお医者さんとの相談になると思いますけども、保険を使わないで、自由な診療を受けられると。そういったことに繋がるというふうに、懸念されているというふうに理解しております。今の制度で行きますと、どのくらいまで負担かということでございますので、先ほどお話に出ました、日本国民は、必ず保険に入るんですよと、その制度を維持していくということが、ひとつ今の医療制度の中、さっき松橋議員からもお話がありましたけれども、お金持ちは受けられるけど、所得の低い方は我慢してねと、そういう制度ということではございません。やはり、高額な方については、当然、高額な所得の方については、保険料も高いです。ただそれは、所得の多い方、少ない方が一緒になって医療を受ける時は、皆さん等しく医療を受けられる社会にしましょうという制度でございますので、この制度はどうかと言われると、ちょっと将来的な話なんで、わからないんですけども、今の制度はそういった制度であると理解しております。以上でございます。

議 長

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで事業勘定の歳出を終わります。

議 長

ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。(11時55分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。(13時30分)

保健福祉課長

事業勘定の歳入について補足説明を求めます。

金曾保健福祉課長

国保会計の歳入について、補足説明をさせていただきます。187ページをお開き下さい。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税の予算額173,012千円、前年度比較1,845千円、1.05%の減となっております。目1一般被保険者国民健康保険税で、被保険者の減少によりまして、予算額170,920千円、前年度比較1,310千円の減となっております。目2退職被保険者等国民健康保険税におきましても、被保険者の減少により、予算額2,092千円、前年度比較535千円の減となっております。188ページをお開き下さい。

款2一部負担金は、前年度と同額の予算となっております。説明は省略させていただきます。189ページをご覧下さい。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金は、予算額112,634千円、前年度比較5,033千円の増額であります。主な要因は、当該負担金の算定に用いる医療費分の支出増によるものでございます。目2高額医療費共同事業負担金は、予算額4,327千円、前年度比較1,152千円の増額です。これは、歳出の款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業拠出金の増額によるものでございます。項2国庫補助金、目1財政調整交付金は、予算額6,010千円、前年度比較1,032千円の増額です。説明欄の特別調整交付金におきまして、歳出でご説明いたしました国保電算整備事業に係る経費と同額の999千円の増額が、主なものであります。190ページをお開き下さい。

款4療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等

交付金は、予算額 6,788 千円、前年度比較 547 千円の減額です。説明欄の現年度分、予算額 6,787 千円、前年度比較 547 千円の減額は、歳出の退職被保険者の保険給付費の現年度分推計額に、後期高齢者支援分を加え、退職被保険者保険税の現年分を差し引いて、計上しております。191 ページをご覧ください。

款 5 前期高齢者交付金、項 1 前期高齢者交付金、目 1 前期高齢者交付金は、予算額 28,841 千円、前年度比較 7,377 千円の減額です。この科目は、平成 20 年度からの新科目でございます。年代による保険者間の偏りの不均衡調整のためのものですが、実績数値や国の計算率によって算出された予算額を計上しております。見込みでの概算交付を受けていた平成 24 年度の精算金等で調整され、平成 26 年度は 7,377 千円の減額となっております。計算方法が定められておまして、前々年度の医療費等を基礎に、予想伸び率により、得られる数字で概算交付され、2 年後に精算することとなっております。これにより平成 26 年度の概算交付金としては 53,316 千円、平成 24 年度清算金として 24,475 千円を見込んでおります。192 ページをお開き下さい。

款 6 道支出金、項 1 道負担金、目 1 高額医療費共同事業負担金は、予算額 4,327 千円で、前年度比較 1,152 千円の増額でございます。歳出の高額医療費共同事業拠出金の 4 分の 1 を計上しております。項 2 道補助金、目 1 道財政調整交付金、予算額 26,738 千円は、前年度比較 1,154 千円の増額でございます。説明欄の普通調整交付金、予算額 26,418 千円、前年度比較 1,169 千円の増額で、道内保険者間の不均衡是正のための交付金で、医療費水準および所得水準の実績に基づき、交付されるものでございます。193 ページをご覧ください。

款 7 共同事業交付金、項 1 共同事業交付金、目 1 高額医療費共同事業交付金は、予算額 8,656 千円、前年度比較 2,303 千円の増額で、レセプトにおいて、保険者負担額が 800 千円を超える医療費の 100 分の 59 が交付されるものでございます。目 2 保険財政共同安定化事業交付金は、予算額 55,028 千円、前年度比較 1,888 千円の増額で、こちらもレセプトにおいて、保険者負担金 300 千円を超える部分の 100 分の 59 から、高額療養費共同事業交付金の額を減じた額が交付されるものでございます。194 ページをお開き下さい。

款 8 財産収入は、説明を省略させていただきます。195 ページをご覧ください。

款 9 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、予算額 41,873 千円、前年度比較 1,158 千円の増額でございます。増額となった主なものにつきましても、節 4 その他一般会計繰入金、説明欄の財源補てん分 21,118 千円、前年度比較 943 千円の増額で、こちらは国の負担が減少しました 6% 分、こちらを道から支援を受けていた制度が無くなったことから、激変緩和措置として、繰り入れるものでございます。項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金は、予算額 29,723 千円、前年度比較 10,811 千円の増で、保険給付費の不足分と予備費分を計上いたしました。196 ページをお開き下さい。

款10繰越金は、特に説明はございません。197ページをご覧ください。

款11諸収入、こちらも前年同様の予算を計上しておりますので、特に説明はございません。以上で、国保会計の事業勘定歳入の補足説明を終わらせていただきます。

議 長

事業勘定歳入の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

議 長

(ありませんの声あり)

議 長

これで事業勘定歳入の質疑を終わります。

診療施設勘定の歳出について補足説明を求めます。

日崎診療所事務長

診療所事務長

それでは、診療施設勘定の予算の補足説明を申し上げます。歳出からご説明申し上げます。予算書の225ページをお開き願います。

款1総務費、項1総務管理費は予算額231,070千円で、前年比4,117千円の減であります。目1一般管理費は、予算額230,915千円、前年比較3,989千円でございます。説明欄(1)診療施設維持管理経費は、16,948千円で、前年比1,847千円の増でございます。主なものは、節11需用費において、重油の高騰により、燃料費が前年比783千円の増、電気料も値上がりしておりますが、太陽光発電システム設置による効果を見込み、357千円の減としております。節13委託料は216千円の増で、主に清掃業務委託料の増、節18備品購入費は、電子カルテ等で使用しておりましたサポート終了となるXPパソコン3台の更新と、消火器9本の更新であります。226ページをお開き願います。説明欄(3)総務管理経費は、職員11人分の人件費でございます。90,915千円、前年比924千円の増でございます。詳細につきましては233ページから238ページの給与費明細書をお目通しをお願いいたします。説明欄(4)総務一般事務経費116,799千円で、前年比73千円の減でございます。主なものといたしまして、節4共済費の労働保険料が338千円の増でございます。これは医師等の出向について、出向先で労働保険をかける旨の指導がありました。平成25年度精算分と26年度の概算分を計上しております。227ページに移ります。節13委託料は、その他業務委託料の医療業務委託料が84,515千円で、前年比63千円の減でございます。これは、医療法人北海道家庭医療学センターからの医師4名、理学療法士1名の派遣を受ける経費と、家庭医療学の普及、発展のための、研修医育成協力費等を含むものでございます。なお、予算要求後に医師1名が家庭の事情によりまして、休職することになりました。センター側も急なことで、医師の確保は難しい状況になり、本年は常勤医師3名と、月に10日くらいのセンター各サイトからの応援医師とでの運営となることになりました。応援医師の経費につきましては、この委託料の中で調整することになります。節14使用料及び賃借料は、前年比131千円の減でございます。主なものは、複写機使用料のリースが終了したことによる賃借料の減でございます。228ページをお開き下さい。説明欄(5)準職員賃金等は、6,160千円で、前年比6,722千円の減でございます。これは医薬分業に伴いまして、薬局業務の縮小による職員1名の人件費削減分でございます。目2車両管

理費、予算 155 千円で、前年比 128 千円の減でございます。前年の車検経費分の減額でございます。229 ページに移ります。

款 2 医業費、項 1 医業費につきましては、予算額 30,936 千円で、前年比 67,582 千円の減でございます。目 1 医療用消耗器材費は、予算額 6,800 千円で、前年比 946 千円の減でございます。これは、注射器、グローブ、酸素などの経費でございますが、薬に関連する薬体分包紙等の購入費、減が主なものでございます。目 2 医薬品衛生材料費は、予算額 13,687 千円で、前年比 67,781 千円の減でございます。これは、医薬分業に伴う薬剤の購入費減でございます。内訳といたしましては、今までの薬剤使用率により、時間外、休日および入院患者用の内服薬、外用薬等で 6,377 千円、注射薬で 5,631 千円、予防接種ワクチン代で 1,679 千円を見込んでおります。目 3 医療委託費は、予算額 9,186 千円で、前年比 829 千円の増でございます。説明欄 (1) 検査等委託事業経費は 6,891 千円で、前年比 829 千円の増でございます。主なものは、血液検査等委託料 462 千円の増、節 12 役務費は、款 1 総務費で見えておりました、診察台用カバー等の医療用のクリーニング料を科目替えしたものと、年数の経過した医療用機器の点検料を、新たに計上しております。230 ページをお開き願います。説明欄 (2) 医療機器借上経費は、主に在宅で酸素供給装置や、睡眠時持続陽圧呼吸療法治療器などを使った、医療を必要とする患者に対応するためのものでございます。目 4 寝具費は、予算額 974 千円で、前年比 27 千円の増で、入院患者の寝具、病衣の借り上げに係る経費でございます。目 5 医療用機械器具費、289 千円は、シリンジポンプ 1 台、体圧分散マットレス 2 枚の購入費でございます。項 2 給食費、目 1 給食費、予算額 7,185 千円で、前年比 54 千円の増で、入院患者の給食に係る経費でございます。節 11 需用費の消耗品費 54 千円は、食器洗浄機用洗剤購入費で、款 1 総務費より科目替えしたものでございます。231 ページに移ります。

款 3 公債費、項 1 公債費、予算額は 80,404 千円で、前年比 2,337 千円の増であります。目 1 元金、説明欄 (1) 長期債償還元金は 77,982 千円、前年比 3,058 千円の増です。主に平成 15 年度、16 年度の診療所移設新築の際に借り入れました起債の元金の返済分です。目 2 利子、説明欄 (1) 長期債償還利子、予算額 2,422 千円で、前年比 721 千円の減です。なお、詳細につきましては、239 ページの地方債の現在高見込みに関する調書がございますので、お目通しのほどお願いいたします。232 ページをお開き下さい。

款 4 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費につきましては、予算額 100 千円で、前年と同額でございます。以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

議 長

診療施設勘定歳出の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで、診療施設勘定の歳出を終わります。診療施設勘定の歳入について補足説明を求めます。

日崎診療所事務長

歳入の補足説明に移らさせていただきます。217 ページをお開き下さい。

款 1 診療収入は、171,169 千円で、前年比 65,195 千円の減です。4 月より院外処方となるため、投薬料分が大幅に減額となっております。平成 26 年度は、診療報酬改定年次でありまして、医科部門は 0.82% の引き上げの改定率でございます。今回は入院医療、外来医療を含めた、医療機関の機能分化、強化と連携、在宅医療の充実等に重点をおいた改定となっております。項 1 入院収入ですが、予算額 46,555 千円で、前年と同額でございます。目 1 国民健康保険診療報酬収入から、目 3 後期高齢者診療報酬収入までは、保険者ごとに区分したものでございます。目 4 一部負担金収入については、窓口での一部負担金でございます。目 5 その他の診療報酬収入は、自賠責、労災、自費診療分の入院診療報酬収入です。項 2 外来収入、予算額 111,180 千円で、前年比 62,101 千円の減でございます。院外処方によります投薬料等の減が主なものです。昨年、一年の費用額に対しまして、院内処方での投薬料、薬調剤処方料の占める割合は、63.6% ございました。目 1 国民健康保険診療報酬収入から、目 4 介護報酬収入までは、保険者ごとに区分したものでございます。218 ページをお開き願います。目 5 一部負担金収入については、窓口での一部負担金でございます。乳幼児医療費や児童医療費などの、窓口負担分の助成分も含まれております。目 6 その他の診療報酬収入は、自賠責、労災、自費診療分の外来診療報酬収入です。項 3 その他の診療収入、目 1 諸検査等収入は、予算額 13,434 千円で、前年比 3,094 千円の減です。これは、説明欄の各種予防接種診断料の、任意接種でありました予防接種、小児肺炎球菌、ヒブ、子宮頸がんが法定接種となったための、ワクチン代の減が主なものでございます。219 ページに移ります。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料は、入院患者の電気器具使用料、往診や訪問診療に係る公用車使用料、自動販売機の設置に係る電気使用料でございます。項 2 手数料、目 1 文書料は、医療事務取扱手数料、各種診断書証明書料が主なものでございます。220 ページをお開き願います。

款 3 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入は、医師住宅 2 棟の住宅貸付収入でございます。前年比 82 千円の減は、村有住宅管理規則第 5 条、経過年数による基準住宅料の額の整理で、5 年毎に見直しによるもので、平成 15 年度建設の 1 棟が該当いたします。221 ページに移ります。

款 4 繰入金、132,309 千円で、前年比 6,481 千円の減であります。項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は 127,495 千円、前年比 6,501 千円の減でございます。説明欄の財源補てん分が、診療施設勘定の運営費に対する補てんでございまして、前年比 8,838 千円減の 47,091 千円、公債費分は償還分の元金及び利子で、前年比 2,337 千円増の 80,404 千円でございます。項 2 事業勘定繰入金、目 1 事業勘定繰入金は、へき地診療所分として、国からのルール分でございます。222 ページをお開き願います。

款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金は、前年と同額の 100 千円を見込んでございます。223 ページに移ります。

款 6 諸収入、項 1 雑入、目 1 雑入は、予算額 1,560 千円、前年比 16 千円

の増でございます。主に入院患者等の自費衛生材料等の収入の消費税分の増となっております。224 ページをお開き願います。

款7村債、項1村債、目1過疎対策事業債は、予算額42,900千円で、前年比2,400千円の増でございます。過疎債がソフト事業にも適用が拡大されたもので、医療法人北海道家庭医療学センターとの医療業務委託料分でございます。以上、診療施設勘定の歳入の補足説明とさせていただきます。

議 長

診療施設勘定歳入の説明が終わりました。
質疑の発言を許します。

議 長
4番松橋議員

4番 松橋さん
今、説明を受けますと、お医者さんがどうしても1名減になるということで、10日ほどの別のお医者さんの応援と、それで了解されたと思うんですけども。そのこととはちょっと別なんですけども、この診療収入、どちらにしても入院収入からはじまりまして、その他の報酬まで、前年度とびったり書いていただいているんですけど、そういうことでしょうか、本年度、入院収入46,555千円、前年度46,555千円、その下もそう。この間もちょっと僕、質問しましたが、その入院患者さんが減って、給食分も減ることもこれ当然なんですけども、それはだから、家庭医学とかいう、今のその説明が住民の皆さんに届いて、あまり入院をしないうちで、まあ辛い話ですけど、自宅でこうあれをしたいとか、そういうことは徹底されたんですかと、この間聞いたんですけど、ちょっとその答弁が、ちょっと無かったんですけども。でも、同じ数字で入院の数字が出るということは、計算ができないから同じ数字書いたという理解でいいんですか。それはあまりにも予算書立てるのに、どうかという気がするんですけど。

議 長
診療所事務長

日崎診療所事務長
入院患者さんの減少はしておりますが、急性期の患者さんですとか、安定している患者さんは、入院のできる患者さんは入院をさせますので、今現在は、減少しておりますが、今後は伸びがあるのかなと思ひまして、前年と同じで見ております。また、診療報酬改定で、地域包括ケアで、複数の機能を担う有床診療所の評価の見直しということで、施設基準を満たしますと、現在の入院料よりも基本料が高くなる見込みでございます。以上でございます。

議 長
4番松橋議員

4番 松橋さん
ちょっと理解ができないんですけども、今より入院料が高くなるというような説明をちらっと言ったんですけども、同じ数字で、計算ができないから同じ数字上げたということでもいいんですか。そういう意味じゃ無いんでしょう。予測がつかないからということですか。それだったら、それでわかるでしょ、前年度と同じ数字で上げますよと。

議 長
診療所事務長

日崎診療所事務長
そうですね、入院患者さんがどのくらいになるかというのは、実際の話し、予測はつきません。ですが、このくらいの収入がほしいという元に、あげております。

議 長

4番 松橋さん

4 番松橋議員 同じ数字上がってるから、どうしてるのかな。例えば、そうしたらこれ個人病院だったら、経営成り立たないという話かな。まあ、いいです。

議 長 その他、他ありましたら。
(ありません声あり)

議 長 以上で、国民健康保険特別会計予算の質疑を終了いたします。

議 長 次に、平成 26 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を行います。歳入・歳出一括して補足説明を求めます。

議 長 金曾保健福祉課長

保健福祉課長 それでは、平成 26 年度後期高齢者医療事業特別会計について、補足説明をさせていただきます。まずはじめに、後期高齢者医療事業につきましては、都道府県ごとに設置される広域連合により、担うこととされており、市町村の役割につきましては、保険料の徴収、各種申請や届出の受付、被保険者証の引渡しなど、被保険者に身近な窓口業務を行っているところでございます。244 ページをお開き下さい。

歳入から説明いたします。

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料は、予算額 43,159 千円、前年度比較 5,284 千円、13.95%の増額でございます。後期高齢者医療保険料につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合より保険料の提示がされ、これに基づき予算計上されるところでございますが、平成 26 年度につきましては、料率、限度額、軽減措置の見直しがされたところでございます。245 ページをお開き下さい。

款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、予算額 13,232 千円、前年度比較 2,272 千円の増額でございます。節 1 保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分を補てんするものでございます。道から対象額の 4 分の 3 の 7,332 千円、村から残り 4 分の 1 の 2,445 千円、合計で 9,777 千円を計上しております。246 ページの款 3 繰越金、さらに 247 ページの款 4 諸収入および 248 ページ、款 5 広域連合支出金につきましては、説明を省略させていただきます。

歳出に移らせていただきます。249 ページをご覧ください。

款 1 総務費は、ほぼ前年と同様の予算額でございます、説明は省略させていただきます。251 ページをご覧ください。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金、予算額 54,713 千円、前年度比較 7,543 千円の増額でございます。これは、保険料収入額に軽減分および共通事務費を加えて、連合会に納付するものでございます。

252 ページの款 3 諸支出金および 253 ページの款 4 予備費につきましては、説明を省略させていただきます。以上で後期高齢者医療事業特別会計の補足説明とさせていただきます。

議 長 後期高齢者医療事業特別会計予算の説明が終わりました。質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議 長 これで後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

議 長

次に、平成 26 年度更別村介護保険事業特別会計予算の質疑を行います。事業勘定の歳入・歳出およびサービス事業勘定の歳入・歳出一括して補足説明を求めます。

金曾保健福祉課長

保健福祉課長

それでは、介護保険事業特別会計について補足説明をさせていただきます。まずはじめに、介護保険会計の仕組みを申し上げますが、介護サービス保険給付でございます。これにかかる費用につきましては、利用者が介護サービスを利用する時に支払う利用料 1 割でございます。これを除いた 9 割を公費 50%、保険料 50%で賄うということになっております。公費の負担分につきましては、施設サービスに係る費用では、国と道の負担割合が異なりますが、原則、国が 25%、道と村の負担がそれぞれ 12.5%の割合で負担しております。なお、国の 25%の負担のうち、5%は調整交付金で交付されているところでございます。それでは補足説明を申し上げます。歳出から説明をさせていただきます。269 ページをお開き下さい。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、予算額 285 千円、前年度比較 355 千円の減額となっております。これは、前年度において、節 18 備品購入費で計上しておりました、パソコン等の購入経費 380 千円を計上していないことが、主なものでございます。項 2 徴収費については、前年度と同額 134 千円を計上しております。270 ページをお開き下さい。項 3 介護認定審査会費、目 1 認定調査費は、予算額 837 千円、前年度比較 240 千円の減額でございます。271 ページをご覧ください。

款 2 保険給付費は、予算額 276,592 千円、前年度比較 19,216 千円を減額しております。項 1 介護サービス等諸費、目 1 介護サービス等諸費は、予算額 224,310 千円、前年度比較 15,034 千円を減額いたしました。主なものにつきましては、説明欄 (1) 介護サービス等諸費、節 19 負担金補助及び交付金の給付費におきまして、給付の実績等を勘案し、法定施設サービス給付費で、予算額 27,600 千円、前年度比較 12,000 千円の減額であります。項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス等諸費は、要支援 1 および要支援 2 の方へのサービス給付費で、予算額 23,449 千円、前年度比較 115 千円の減額でございます。項 3 高額介護サービス費、目 1 高額介護サービス費は、予算額 4,513 千円、前年度比較 1,487 千円の減額であります。高額介護サービス費の支給実績を勘案し、計上しております。272 ページをお開き下さい。項 4 高額医療合算介護サービス費、目 1 高額医療合算介護サービス費は、前年度と同額の 500 千円を計上しております。項 5 特定入所者介護サービス等費、目 1 特定入所者介護サービス等費は、予算額 23,820 千円、前年度比較 2,580 千円の減額でございます。こちらも支給実績を勘案し、計上しております。273 ページをご覧ください。

款 3 地域支援事業費、項 1 介護予防事業費は、介護予防事業費として、2,111 千円、前年度比較 173 千円の減額でございます。目 1 介護予防二次予防事業費は、要支援、要介護状態にならないよう、機能の回復を目的とした事業でございます。目 2 介護予防一次予防事業費は、生活機能の維持、向上を目的とした事業で、これらに要する経費でございます。274 ページを

お開き下さい。項 2 包括的支援事業・任意事業は、予算額 9,060 千円、前年度比較 424 千円の増額でございます。目 1 包括的支援事業において、昨年度計上していた介護サービス事業勘定繰出金 182 千円は、サービス勘定において、不足額が無いことから、本年度は計上しておりません。目 2 任意事業費、説明欄 (3) その他任意事業は新規の事業で、高齢者の判断力が低下した場合で、家族の支援が受けられないような時に、村が成年後見人の選任を裁判所に申請する等の経費でございます。

276 ページの款 4 基金積立金、277 ページの款 5 諸支出金、278 ページ、款 6 予備費につきましては、ほぼ前年同様の予算計上でございますので、説明を省略させていただきます。

次に歳入に移ります。260 ページをお開き下さい。

款 1 介護保険料は、予算額 47,477 千円、前年度比較 90 千円の増を見込んでおります。261 ページをお開き下さい。

款 2 使用料及び手数料は、予算額 148 千円、前年度同額でございます。シルバーハウジングの生活援助員の派遣手数料でございます。262 ページをご覧ください。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金は、予算額 53,710 千円、前年度比較 3,223 千円の減額で、項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金は、予算額 13,829 千円、前年度比較 962 千円の減額で、歳出の保険給付費、介護予防費の減額などによるものでございます。263 ページをお開き下さい。

款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金は、予算額 80,212 千円、前年度比較 5,573 千円の減額でございます。これは、保険給付費の減によるものでございます。264 ページをご覧ください。

款 5 道支出金、項 1 道負担金、目 1 介護給付費負担金は、予算額 36,183 千円、前年度比較 3,022 千円の減額で、こちらも介護給付費の減額によるものでございます。265 ページをお開き下さい。

款 6 財産収入は、介護保険事業基金積立金の利子でございます。266 ページをお開き下さい。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金は、予算額 34,574 千円、前年度比較 2,402 千円の減額で、公費負担割合に応じたルール分の減額であります。項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金は、予算額 13,103 千円、前年度比較 4,164 千円の減額でございます。これは保険給付費の不足分の財源とするもので、歳出において、保険給付費の減に伴う減によるものでございます。267 ページの款 8 繰越金、268 ページの款 9 諸収入につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、サービス事業勘定の補足説明を申し上げます。歳出からご説明いたします。285 ページをお開き下さい。

款 1 サービス事業費、項 1 居宅支援サービス事業費、目 1 居宅支援サービス事業費は、予算額 278 千円、前年度比較 11 千円の減額です。こちらの事業費では、高齢者の心身の健康保持、介護予防の推進のために、地域包括支援センターを設置し、保健師と社会福祉士の 2 名が携わっており、こ

こでの事務費等を計上しております。目 2 新予防計画策定事業費、予算額 1,493 千円、前年度比較 171 千円の減額でございます。地域包括支援センターの主要な業務であります、要支援 1 および要支援 2 の介護予防サービス計画策定業務の一部を、社会福祉協議会に委託する費用でございます。

次に、歳入の補足説明を申し上げます。281 ページをお開き下さい。

款 1 サービス収入、1,769 千円は、要支援 1、2 の方の介護予防サービス計画の策定に伴う収入で、国保連合会から交付されるものであります。282 ページの款 2 繰越金、283 ページの款 3 諸収入は、前年度と同額を計上しておりますので、説明は省略させていただきます。284 ページをお開き下さい。繰入金につきましては、本年度の本会計の歳入歳出が同額となり、予算に不足を生じませんでしたので、本年度は計上しておりません。以上で、介護保険の各会計の補足説明を終わらせていただきます。

介護保険事業特別会計予算の説明が終わりました。

議 長

質疑の発言を許します。ありませんか。

(ありませんの声あり)

これで介護保険事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

議 長

この際、暫時休憩いたします。

議 長

午後 2 時 30 分まで休憩いたします。

(14 時 15 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(14 時 30 分)

議 長

次に、平成 26 年度更別村簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。

議 長

歳入・歳出一括して補足説明を求めます。

三品建設水道課長

建設水道課長

それでは、平成 26 年度簡易水道事業特別会計の補足説明をさせていただきます。はじめに歳入から説明させていただきます。290 ページをお開き下さい。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、予算額 286 千円で、前年度比較 653 千円の減額となっております。前年時に計上しておりました、道道更別停車場線の水道施設改修工事負担金が無くなったことによるものが、主な要因でございます。291 ページをお開き下さい。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、予算額 33,330 千円で、前年度比較 7,600 千円の減額となっております。目 1 水道使用料で、基本料金および超過料金の改正によりまして、減額となっております。項 2 手数料、予算額 50 千円で、前年度と同額でございます。292 ページになります。

款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、予算額 9,714 千円で、前年度比較 3,087 千円の増額となっております。財源補てん分で、予算額 4,922 千円、前年度比較で 3,090 千円の増額となっております。料金改定によりまして、収入が減ったことによりまして、主な要因でございます。293 ページをお開き下さい。

款 4 繰越金、項 1 繰越金、予算額 100 千円で、前年度と同額でございます。説明を省略させていただきます。294 ページになります。

款 5 諸収入、項 1 延滞金・加算金及び過料、予算額 1 千円で、前年度と同額でございます。項 2 雑入、予算額 1 千円で、前年度と同額でございます。

す。説明を省略させていただきます。以上で、歳入の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出の補足説明をさせていただきます。295 ページをお開き下さい。

款1水道経営費、項1水道経営費、予算額33,857千円で、前年度比較5,160千円の減額となっております。目1水道管理費で、説明欄(1)水道施設維持管理費、予算額7,595千円、前年度比較で4,546千円の減額となっております。主なものは、節13委託料で、前年度に計上しておりました配水池清掃業務委託料736千円、水道施設漏水調査委託料1,029千円が事業終了によりまして、減額になっております。節15工事請負費で、メーター取替戸数の減によりまして426千円と、前年度に計上しておりました配水池人口蓋の改修工事費1,206千円が、事業終了によりまして減額になっております。節13備品購入費で、メーター取替戸数の減によりまして、950千円が減額になっております。297ページをお開き下さい。説明欄(4)水道整備事業でございます。予算額1,630千円、前年度比較315千円の減額となっております。主なものは、節13委託料で、塩素注入設備ですけれども、これの調査委託料として1,188千円を、新たに計上しているところでございます。節15工事請負費で、前年度に計上しておりました道道更別停車場線の水道施設改修工事費704千円、調剤薬局給水施設設置工事費630千円が事業終了によりまして、減額になっております。目2受水費で、予算額9,469千円、前年度比較263千円の増額となっております。十勝中部広域水道企業団からの受水の負担金で、消費税の改定によるものでございます。298ページをお開き下さい。

款2公債費、項1公債費、予算額9,525千円で、前年度比較6千円の減額となっております。目1元金で、予算額7,189千円、前年度比較で229千円の増額となっております。目2利子で、予算額2,336千円で、前年度比較235千円が減額になっております。なお、公債費の状況につきましては、304ページ、これの地方債の現在高の見込みに関する調書をご参照願いたいと思います。299ページになります。

款3予備費、項1予備費、予算額100千円で、前年度と同額になっております。説明を省略させていただきます。300ページから303ページにかけて、給与費の明細書を添付しておりますので、ご参照願います。以上で、補足説明とさせていただきます。

議 長

簡易水道事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長
議 長

これで簡易水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、平成26年度更別村公共下水道事業特別会計予算の質疑を行います。歳入・歳出一括して補足説明を求めます。

三品建設水道課長

建設水道課長

それでは、平成26年度更別村公共下水道事業特別会計の補足説明をさせていただきます。

はじめに歳入から説明させていただきます。310 ページをお開き下さい。

款 1 分担金及び負担金、項 1 分担金、予算額 1,557 千円で、前年度比較 297 千円の減額となっております。分担金は、接続した翌年度からの支払いが始まり、下水道事業と農業集落排水事業は 2 年間で、個別排水処理事業につきましては、5 年間で支払うこととなっております。なお、農業集落排水事業分担金は、前年度に計上しておりました農業集落排水事業の受益者分担金が無くなったことによりまして、105 千円が減額となっております。また、下水道事業負担金で前年度、計上しておりました下水道施設工事負担金として、道道更別停車場線の下水道施設改修工事負担金が無くなったことによりまして、10,919 千円が減額となっております。311 ページをお開き下さい。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、予算額 44,362 千円で、前年度比較 901 千円の増額となっております。目 1 下水道使用料は、基本料金、超過料金の改定によりまして、300 千円の増額、目 2 農業集落排水施設使用料は、30 千円の増額、目 3 個別排水処理施設使用料は、26 年度設置分を見込みまして、571 千円を増額しております。312 ページになります。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫支出金、予算額 15,400 千円で、前年度比較 13,400 千円の増額となっております。特定環境保全公共下水道事業補助金で、浄化センター電気設備、監視装置の更新工事に伴う補助金でございます。なお、前年度に浄化センターの電気設備、監視装置の長寿命化に係ります補助金 2,000 千円を計上しておりました。313 ページをお開き下さい。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、予算額 82,952 千円で、前年度比較 19,032 千円の減額となっております。説明欄、基準繰出分、予算額 40,977 千円、前年度比較で 10,477 千円が減額となっております。主なものといたしまして、公債費の償還金が減ったことによるものでございます。財源補てん分といたしまして、予算額 41,975 千円、前年度比較 8,555 千円が減額となっております。主なものといたしまして、公債費の償還金が減ったことによりまして、4,437 千円と、整備費分といたしまして、村債が増えたことによりまして、4,377 千円が減額になっているところでございます。314 ページになります。

款 5 繰越金、項 1 繰越金、予算額 100 千円で、前年と同額でございます。説明を省略させていただきます。315 ページをお開き下さい。

款 6 諸収入、項 1 延滞金・加算金及び過料、予算額 1 千円で、前年と同額でございます。項 2 貸付金元利収入、予算額 460 千円で、前年度比較 80 千円の減額となっております。水洗便所改造等資金預託金元利収入で、内容といたしまして、貸付金の 3 分の 1 を預託金として、預け入れたものについて、年度末に収入するものでございます。項 3 雑入、予算額 1 千円で、前年と同額でございます。316 ページになります。

款 7 村債、項 1 村債、予算額 33,900 千円で、前年比較で 9,600 千円の増額となっております。目 1 下水道事業債で 4,800 千円、目 2 過疎対策事業債で 4,800 千円、それぞれ増額となっております。特定環境保全公共下水道事業で、予算額 5,700 千円、前年度比較 4,800 千円の増額となり

ます。浄化センターの電気設備、監視装置更新工事に伴う事業債でございます。なお、前年度は浄化センター電気設備、監視装置の長寿命化に係る事業債 900 千円を計上しておりました。以上で歳入の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。317 ページをお開き下さい。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、予算額 11,542 千円で、前年度比較 488 千円の減額となっております。目 1 一般管理費で、説明欄 (1) 総務一般事務経費、予算額 1,266 千円、前年度比較で 398 千円の減額となっております。主なものは、節 27 公課費で、消費税が 324 千円が減額になったところがございます。318 ページをお開き下さい。項 2 施設管理費、予算額 49,502 千円で、前年度比較 1,557 千円の増額となっております。目 1 下水道施設管理費で、説明欄 (1) 下水道施設管理経費、予算額 31,915 千円、前年度比較 745 千円の増額となっております。主なものは、節 11 需用費で、燃料費の高騰、電気料金の値上げなどで 312 千円の増額、脱臭装置の吸着剤を新たに計上したことによりまして 720 千円が増額となっております。修繕費では、マンホールの修繕、浄化センター汚泥ポンプ制御の修繕で 697 千円が減額となっております。319 ページになります。節 13 委託料で、浄化センター維持管理委託業務が消費税改定によりまして、513 千円増額となっております。電気保安業務委託料につきましては、145 千円の減額となっております。320 ページをお開き下さい。目 3 個別排水施設管理費で、説明欄 (1) 個別排水施設管理経費、予算額 15,210 千円、前年度比較で 857 千円の増額となっております。主なものは、節 12 役務費で、汚泥の運搬料 140 千円の増額、浄化槽法定点検検査手数料 80 千円が増額になっているところがございます。節 13 委託料で、個別排水施設維持管理委託業務 633 千円が、消費税増税によりまして増額になっているところがございます。321 ページになります。

款 2 事業費、項 1 下水道整備費、予算額 29,295 千円で、前年度比較 7,210 千円の増額となっております。目 1 下水道建設費で、説明欄 (1) 下水道施設整備事業は、前年度に計上しておりました節 13 委託料で、浄化センター電気設備、監視装置長寿命化委託料 4,000 千円が減額となっております。また、節 15 工事請負費で、前年度に計上しておりました道道更別停車場線の下水道施設改修工事費 14,165 千円および調剤薬局の下水道環境施設工事費 2,468 千円が、事業終了によりまして、減額になっているところがございます。新たな事業といたしまして、浄化センターの電気設備、監視装置更新工事費 28,000 千円を、新たに計上しているところがございます。項 2 農業集落排水施設整備費、予算額 300 千円で、前年度と同額になっているところがございます。322 ページをお開き下さい。項 3 個別排水処理施設整備費、予算額 33,926 千円で、前年度比較 208 千円の増額となっております。事業概要につきましては、公共下水道事業特別会計予算資料、別紙になりますけれども、そちらをご参照願います。

323 ページ、款 3 公債費、項 1 公債費、予算額 54,068 千円で、前年度比

較 14,914 千円の減額となっております。目 1 元金で、予算額 43,007 千円で、前年度比較 14,265 千円の減額になっているところでございます。平成 11 年から平成 13 年度の借入過疎債事業の事業債が完了したことによりまして、減額となっているところでございます。なお、公債費の状況につきましては、330 ページの地方債の現在高の見込みに関する調書をご参照願います。324 ページをお開き下さい。

款 4 予備費、項 1 予備費、予算額 100 千円で、前年と同額となっております。325 ページから 328 ページにかけて、給与費の明細書を、それから 329 ページに、翌年度以降の債務負担行為の支出予定額に関する調書を添付しておりますので、ご参照願いたいと思います。以上で補足説明とさせていただきます。

議 長

公共下水道事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで公共下水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

特別会計予算について、質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言もれがあれば、承りたいと思います。発言にあたっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきたいと思います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

以上で、特別会計予算の質疑を終了いたします。

議 長

議案第 22 号、平成 26 年度更別村一般会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

議 長

4 番 松橋さん

4 番松橋議員

平成 26 年度更別村一般会計予算の件で私は、反対意見を、反対の意見を出したいと思います。内容につきましては、総務費、目 4 地方振興費、市街地活性化事業、農村公園改修工事に含まれる、大型遊具の建設は、豊かな更別の農村風景に溶け込まず、将来、異様な建物として残る可能性が大であると思います。それによって、私につきましては、平成 26 年度更別村一般会計予算につきましては、反対をさせていただきます。

議 長

原案に対する賛成者の発言を許します。

2 番 高橋さん

2 番高橋議員

私は、農村整備計画については、全員協議会でも村長も何回か意見のとおりに、拠点施設ですか、それと開発の跡地についても、年度別に検討していくということでございますし、取りかかることから、農村公園から取りかかるということをお聞きしましたので、私は賛成したいと思います。

議 長

再度、原案に対する反対者の発言があれば許します。ありませんか。

議 長

これで討論を終了いたします。

これから採決を行ないます。

おはかりいたします。

議 長

本案は、原案のとおりに決定することに賛成の方はご起立願います。

議	長	起立多数で本案は可決されました。
議	長	議案第 23 号、平成 26 年度更別村国民健康保険特別会計予算の件について討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終了いたします。
		これから採決を行ないます。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	議案第 24 号、平成 26 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件について討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終了いたします。
		これから採決を行ないます。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	議案第 25 号、平成 26 年度更別村介護保険事業特別会計予算の件について討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終了いたします。
		これから採決を行ないます。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	議案第 26 号、平成 26 年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件について討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終了いたします。
		これから採決を行ないます。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	議案第 27 号、平成 26 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件につ

		いて討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終了いたします。
		これから採決を行ないます。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第8、陳情第1号、特定秘密保護法の廃止を求める陳情書の件を議題といたします。
		本件について、委員長に審査報告を求めます。
		堂場総務厚生常任委員長
総務厚生常任委員長		第1回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました陳情第1号について、3月11日に委員会を開催し、その審査を行いました。その結果について報告いたします。平成25年12月13日に公布された「特定秘密保護法」は、人権を抑圧し、国家秘密を優先とするなど、国民の権利を保障し、国家権力を抑制するという立憲主義や民主主義を根底から覆す悪法であり、衆参両議院での強行採決に抗議するとともに、国民の暮らし・基本的人権・国民主権・平和主義を守るため、「特定秘密保護法」を廃止することを求める内容です。当委員会では、慎重に審査した結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。以上で審査の報告といたします。
議	長	委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
		陳情第1号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから討論に入ります。
		委員長報告は、採択であります。
		これから陳情第1号に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。
		おはかりいたします。
		陳情第1号に対する委員長報告は、採択であります。
		陳情第1号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議のなしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、陳情第1号、特定秘密保護法の廃止を求める陳情書の件は採択と決定しました。
議	長	この際、暫時休憩いたします。
		午後3時10分まで休憩いたします。

(15時00分)

- 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (15時10分)
おはかりいたします。
休憩中に2番高橋さんから、意見書案第4号、特定秘密保護法の廃止を求める意見書の件が提出されました。
この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第4号特定秘密保護法の廃止を求める意見書の件を、日程に追加し、議題とすることに決定しました。
- 議 長 日程第9、意見書案第4号、特定秘密保護法の廃止を求める意見書の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
2番 高橋さん
- 2番高橋議員 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。特定秘密保護法案は当初より、国民の知る権利や言論、表現、報道の自由が侵害される危険性が指摘されてきました。国会での審議が進むにつれて、修正や訂正が繰り返行われても特定秘密の基準が極めて曖昧で、罰則の範囲も、秘密の漏洩にとどまらず、取得行為、それらの未遂、教唆、扇動、共謀、過失による漏洩まで対象とするなど、社会全体を萎縮させ、監視国家となる恐れも生じてきています。第三者機関の設置についても、あくまでも内部機関であり、チェック機関としての機能は疑わしいものがあります。また、閣僚を指揮・監督する首相が第三者的に関与するなど、特定秘密への拡大解釈の疑念は深まるばかりです。このように特定秘密保護法は、人権を抑圧し、国家秘密を優先するなど、国民の権利を保障し、国家権力を抑制するという立憲主義や民主主義を根底から覆す悪法であり、衆参両議院での強行採決に抗議するとともに、国民の暮らし・基本的人権・国民主権・平和主義を守るため、「特定秘密保護法」を廃止することを強く求めるため、別紙意見書を、松橋議員の賛成を得て提出するものでございます。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。以上でございます。
- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)
- 議 長 これで討論を終わります。
これから意見書案第4号、特定秘密保護法の廃止を求める意見書の件を採決いたします。

議 長

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議のなしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第10、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は、交流拠点施設整備に関する検討状況について、産業文教常任委員会は、酪農・畜産の現状と振興について、議会運営委員会は、議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。

おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

議 長

(異議のなしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。

議 長

これにご異議ありませんか。

(異議のなしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。

これにて平成26年第1回更別村議会定例会を閉会いたします。

(15時15分)